

軽油引取税

納める人

特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行った人

納める額

軽油1キロリットルにつき32,100円

- 特約業者・元売業者が、販売業者や消費者に軽油を引き渡したとき、代金といっしょに税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納めることになっています。
- 軽油に灯油や他のものを混ぜた製造軽油を販売したり、灯油や重油、製造軽油を自動車の燃料として使う場合、知事の承認が必要となります。このようなときも灯油や重油等に軽油引取税がかかりますので、申告と納税が必要です。

免 税

次のような用途に使用する場合で、所定の手続きをしたときは免税となります。

- 農業・林業用機械の動力源
- 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- 木材加工業用機械の動力源 など



産業廃棄物処分場税

産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、本県が独自に導入している法定外目的税です。

納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者

納める額

最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき1,000円

- 最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から処分料金と一緒に税金を受け取り、4月末・7月末・10月末・1月末の年4回、県に申告し、納めることになっています。

課税されないもの

- 自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分(自社処分)する場合は、課税されません。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物で知事が指定するものについては、課税免除されます。
(例)下水処理に伴い発生する汚泥など

豊かな森づくり協働税

森林の豊かな恵み(水源かん養、県土保全などの公益的機能)を次世代に引き継ぐため、県民共有の財産である森林を整備し、県民みんなで森林を守り育てる機運を高めることを目的とした税です。

納める人

(個人)毎年1月1日現在で県内に住所等がある個人

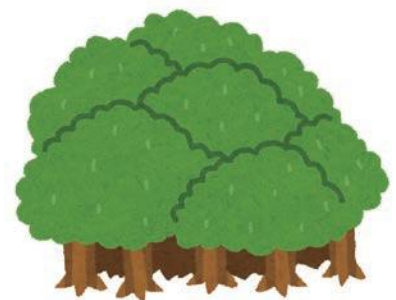
納める額

(個人)年間500円(現行の個人県民税均等割額1,000円に上乗せ)

(法人)現行の法人県民税均等割額の5%相当額(年間1,000円～40,000円)

税収の使いみち

- 森の若返り(皆伐再造林)、シカ対策の強化
(事業例)森の若返りに向けた伐採、エリートツリー・早生樹の造林、シカ柵の管理・撤去の支援
- 健全な森づくり(間伐・作業道整備)
- 松くい虫、ナラ枯れ対策
- 集落周辺の災害防止につながる竹林対策
(事業例)放置竹林の整備(適正管理)、人工林への転換の支援
- 協働による持続可能な里山保全
(事業例)地域住民・NPO・森林組合等による里山再生の支援
- 森づくりへの県民参加の推進
(事業例)NPO等による森林体験活動等の支援
- 幅広い世代への森を守り育てる機運づくり
(事業例)若年層への森林環境教育(出前授業)の支援、森づくりの普及啓発



その他の県税として、**鉾区税・ゴルフ場利用税・狩猟税**があります。

※税目ごとの詳しい説明は、右記HPの「これって、どんな税?!」をご覧ください。

鳥取県税務課 HP
「これって、どんな税?!」
<https://www.pref.tottori.lg.jp/74081.htm>

